

令和 5 ・ 6 年度
建設工事請負等競争入札参加資格審査
添付書類一覧

共通書類（ 1 部）

中小企業等協同組合等

1 埼玉県	34 蓮田市
5 川口市	38 日高市
11 本庄市	40 ふじみ野市
12 東松山市	50 鳩山町
17 深谷市	52 横瀬町
18 上尾市	56 美里町
22 戸田市	57 神川町
28 桶川市	58 上里町
29 久喜市	60 宮代町
30 北本市	

共通書類（１部）

書類名	摘要
1 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（２部）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から１年７か月です。）
2 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 <p style="margin-left: 2em;">更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。</p>
3 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 （様式第1号） (2) 営業所一覧表 （別紙二）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分（般・特）を含む申請書類を提出してください。（新規・更新、業種追加、般・特新規） ・（1）は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 <p style="margin-left: 2em;">更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と更新申請書（行政庁の收受印が押されているもの）の写しを提出してください。</p> <p style="margin-left: 2em;">建設業許可の申請内容（商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等）に変更があった場合は建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）・廃業届（様式第22号の4）（どちらも行政庁の收受印が押されているもの）の写しも提出してください。</p> <p style="margin-left: 2em;">電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。</p>
4 資格情報を証明する書類の 写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気工事業」「管工事業」「電気通信工事業」「消防施設工事業」の一部の受注希望工事を申請する場合、提出してください。 ・管工事業の浄化槽工事は申請する事業所で届出が必要です。変更がある場合は変更届の写しの提出も必要です。 <p style="margin-left: 2em;">申請の手引 5～6ページ参照。</p>

共通書類に関する問合せ先

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（工事）

TEL：048-830-5771 / FAX：048-830-4914

中小企業等協同組合等の申請書類

【 官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合 】

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合のうち、建設業法第3条の規定による建設業許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた方で、官公需適格組合の算出方法の特例を希望する方は、「共通書類」、「各自治体提出書類」の他に、下表の書類を提出してください。なお、特例計算を行っているのは、次の自治体です。（書類は、申請する自治体数分必要です。）

埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、越谷・松伏水道企業団、戸田ポートルース企業団、秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合（今回参加していない自治体名も含まれます。）

書類名	摘要
1 官公需適格組合証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・官公需適格組合の算出方法の特例が受けられるのは、官公需適格組合証明書に記載されている業種のみです。
2 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・組合と組合員（5以内）のもの ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください。（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）
3 官公需適格組合資格審査数値計算表（様式C2）	<ul style="list-style-type: none"> ・作成する際は、当該組合のほか、5以内の組合員の経営事項審査結果通知書から必要な事項を記入してください。 ・「自己資本額」欄、「利益額」欄のそれぞれの「特例適用後数値」欄は、合計した数値を記入してください。 ・「経営状況評定」欄、「社会性等評点」欄のそれぞれの「特例適用後数値」欄は、小数点第1位を四捨五入した平均値を記入してください。 ・「建設工事の種類別年間平均完成工事高」欄と「建設工事の種類別年間平均元請完成工事高」欄は、合計した数値を記入してください。 ・「建設工事の種類別技術者数」欄の「数値特例」欄は、記入した技術者の合計数値を記入してください。

1 埼玉県

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	埼玉県に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	埼玉県に申請するすべての者が対象
3 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
4 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
5 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

埼玉県提出書類に関する問合せ先

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当(工事)

TEL: 048-830-5771 FAX: 048-830-4914

5 川口市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・すべての事業者において提出が必要です。
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・すべての事業者において提出が必要です。
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し又は 許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種について許可通知書の写し(証明書)を提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 1 「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」に該当する許可通知書(又は証明書)も提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1)建設業許可申請書 (様式第1号) (2)営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類の写しを提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・建設業許可申請書については、許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 1 更新中の場合は、建設業許可申請書に加えて更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 1 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 1
6 官公需適格組合証明書の写し	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する事業者のみ提出が必要です。 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値通 知書の写し(組合と組合員の もの)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する事業者のみ提出が必要です。 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数値 計算表(様式C2)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する事業者のみ提出が必要です。 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

川口市提出書類に関する問合せ先

川口市理財部契約課工事契約係

(TEL: 048-258-1237、FAX: 048-258-6161)

1 電子申請で收受印が無い場合はJCI Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。

1 1 本庄市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・本庄市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・本庄市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
4 建設業許可通知書の写し又は許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書の写し(証明書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
5 建設業許可に係る申請書類の写し (1)建設業許可申請書 (様式第1号) (2)営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類の写しを提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 工事経歴書(様式C3)	・提出は任意です。 ・申請工事業種ごとに必ず1枚で提出をお願いします。

本庄市提出書類に関する問合せ先

本庄市企画財政部財政課契約検査係

TEL : 0495-25-1165 FAX : 0495-22-0602

12 東松山市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・東松山市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・東松山市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
4 建設業許可通知書の写し又は許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書の写し(証明書)を提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類の写し (1)建設業許可申請書 (様式第1号) (2)営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類の写しを提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値通知書の写し(組合と組合員のもの)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数値計算表(様式C2)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

東松山市提出書類に関する問合せ先

東松山市政策財政部契約検査課契約グループ

(TEL: 0493-21-1445、FAX: 0493-22-4031)

17 深谷市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	深谷市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	深谷市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	申請日現在有効な全ての業種を含む許可通知書(証明 書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は、3に 該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1)建設業許可申請書 (様式第1号) (2)営業所一覧表 (別紙二)	申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含 む申請書類を提出してください。 許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表 紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してく ださい。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更 届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4) (行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。
6 工事経歴書(様式C3)	申請工事業種ごとに1枚で提出してください。
7 官公需適格組合証明書の写 し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
9 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

深谷市提出書類に関する問合せ先

深谷市 総務部 契約検査課 契約係

T E L : 048-574-6634

F A X : 048-573-8250

18 上尾市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・上尾市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・上尾市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの。 総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
4 建設業許可通知書の写し又は許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書の写し(証明書)を提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類の写しを提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値通知書の写し(組合と組合員のもの)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数値計算表(様式C2)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

上尾市提出書類に関する問合せ先

上尾市 総務部 契約検査課 契約担当

TEL : 048 - 775 - 5116 FAX : 048 - 775 - 9819

2 2 戸田市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	戸田市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	戸田市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の受理印のある変更届等の写しを提出してください。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の受理印のある更新申請書の写しを提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。 ・許可行政庁の受理印が押印されているものに限ります。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のあるもの)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の受理印のあるもの)の写しも提出してください。 電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
以下の6～8の書類については、【建設業法上の主たる営業所が戸田市内にあり、かつ該当がある場合】で、令和5・6年度建設工事請負等競争入札参加資格審査(更新・新規申請、申請期間：令和4年10月5日から令和4年11月25日まで)以降に取得(既に取得していたが左記の更新・新規申請時に書類の提出をしていなかった場合を含む)している場合に提出してください。(提出は任意です)	
6 エコアクション21の認 証・登録証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在、一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21を認証されている事業者が対象。 ISO14001を認証されていて、令和5・6年度建設工事請負等競争入札参加資格審査(更新・新規申請、申請期間：令和4年10月5日から令和4年11月25日まで)の際に共通書類としてその写しを提出している場合は、提出する必要はありません。

書類名	摘要
<p>7</p> <p>・協力雇用主の登録に関する証明書原本 ・保護観察対象者又は更生緊急保護対象者の雇用状況が分かる書類</p>	<p>【建設業法上の主たる営業所の所在地が戸田市内にあり、かつ該当がある場合のみ提出】</p> <p>・申請日現在、保護観察所に協力雇用主として登録している事業者が対象です。 ・保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を、申請日から過去2年以内に3か月以上雇用した場合は、それを証明できる書類も提出してください。（自社による雇用状況の証明書原本（書式任意）でも可） 各証明書は、申請日前3か月以内に発行したもの。</p>
<p>8</p> <p>次の から のうち、2項目まで申請可能 厚生労働省（埼玉労働局）の受理印のある「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の写し、又は認定書の写し 厚生労働省（埼玉労働局）の受理印のある「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の写し、又は認定書の写し 多様な働き方実践企業認定証の写し</p>	<p>申請日現在、従業員100人以下の事業者で「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出している場合（行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの）、又は同法13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている場合が対象。</p> <p>申請日現在、従業員100人以下の事業者で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出している場合（行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの）、又は同法第9条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている場合が対象。</p> <p>申請日現在、埼玉県「多様な働き方実践企業認定制度」により、認定を受けている事業者が対象。 詳細は、埼玉県ホームページ（多様な働き方推進課の埼玉版働き方改革ポータルサイト）をご覧ください。</p>
<p>9</p> <p>官公需適格組合証明書の写し</p>	<p>官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。</p>
<p>10</p> <p>経営事項審査の総合評定値通知書の写し（組合と組合員のもの）</p>	<p>官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。</p>
<p>11</p> <p>官公需適格組合資格審査数値計算表（様式C2）</p>	<p>官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。</p>

戸田市提出書類に関する問合せ先

戸田市 総務部 管財入札課 入札担当

T E L : 048-441-1800 (内線408) F A X : 048-432-8521

28 桶川市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	桶川市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	桶川市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 官公需適格組合証明書の写 し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
5 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
6 官公需適格組合審査数値計 算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

桶川市提出書類に関する問合せ先

桶川市 総務部 契約管財課 契約・管財係

TEL : 048 - 788 - 4912【直通】、FAX : 048 - 786 - 9866

29 久喜市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	久喜市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	久喜市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	久喜市に申請するすべての者が対象 ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	久喜市に申請するすべての者が対象 ・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。 電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	久喜市に申請するすべての者が対象 ・許可行政庁の受理印が押印されているもの ・「表紙」及び「別表(別紙二)」の写しのみ提出してください。それ以外の添付書類は提出不要です。 変更があった場合は、「建設業許可変更届」の写しも提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

久喜市提出書類に関する問合せ先

久喜市 総合政策部 財政課 契約係 (TEL: 0480-22-1111)

30 北本市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	北本市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	北本市に申請するすべての者が対象
3 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
4 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
5 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

北本市提出書類に関する問合せ先

北本市 政策推進部 財政課 契約・検査担当

TEL : 048 - 594 - 5513

FAX : 048 - 592 - 5997

3 4 蓮田市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・ 蓮田市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・ 蓮田市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・ 申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・ 申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 4と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は4に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・ 申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・ (1)は、許可行政庁の収受印が押されているものに限ります。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の収受印が押されているもの)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の収受印が押されているもの)の写しも提出してください。 電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 工事経歴書(様式C3)	・ 申請する業種ごとに提出 入替後に登録したい業種のみ 実績がない場合は不要
7 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

書類名	摘要
8 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（組合と組合員のもの）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
9 官公需適格組合資格審査数 値計算表（様式C2）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

蓮田市提出書類に関する問合せ先

蓮田市 総合政策部 契約検査課 契約検査担当

TEL:048-768-3111（内線281）

FAX:048-765-1700

38 日高市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	日高市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	日高市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1)建設業許可申請書 (様式第1号) (2)営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。 電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値通 知書の写し(組合と組合員の もの)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数値 計算表(様式C2)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

日高市提出書類に関する問合せ先

日高市 総合政策部 管財課 契約検査担当

TEL : 042 - 989 - 2111 (代表)

FAX : 042 - 985 - 4486

40 ふじみ野市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	ふじみ野市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	ふじみ野市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してく ださい。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異な る場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写し を提出してください。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行 政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出し てください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・ 特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更 新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに 限りません。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要 です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写し を提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更が あった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の 2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受 印が押されているもの)の写しも提出してください。 電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。

ふじみ野市提出書類に関する問合せ先

ふじみ野市 総務部 契約・法務課 契約・検査係

TEL 049-262-9010 FAX 049-266-6245

50 鳩山町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	鳩山町に申請するすべての者が対象です。
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	鳩山町に申請するすべての者が対象です。
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の受理印のある変更届等の写しを提出してください。 <p>更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。</p>
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 <p>更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。</p> <p>建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。</p> <p>電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。</p>
6 工事経歴書(様式C3)	直近2年間で主なものをご提出ください。

	書類名	摘要
7	官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象です。
8	経営事項審査の総合評定値通知書の写し(組合と組合員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象です。
9	官公需適格組合資格審査数値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象です。

鳩山町提出書類に関する問合せ先

鳩山町 政策財政課 財政・管財・入札担当

TEL 049-296-1212 FAX 049-296-2594

5 2 横瀬町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	横瀬町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	横瀬町に申請するすべての者が対象
3 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
4 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
5 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

横瀬町提出書類に関する問合せ先

横瀬町 まち経営課 財政担当(TEL: 0494-25-0112)

5 6 美里町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	美里町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	美里町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	<p>・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)</p>
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<p>・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。</p> <p>・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。</p> <p>更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。</p>
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1)建設業許可申請書 (様式第1号) (2)営業所一覧表 (別紙二)	<p>・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規)</p> <p>・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。</p> <p>更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。</p> <p>建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。</p> <p>電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。</p>
6 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

書類名	摘要
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（組合と組合員のもの）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表（様式C2）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

美里町提出書類に関する問合せ先

美里町役場 総合政策課（TEL：0495-76-1114）

57 神川町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	神川町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	神川町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1)建設業許可申請書 (様式第1号) (2)営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。 電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

神川町提出書類に関する問合せ先

神川町 総務課 庶務担当 (TEL: 0495-77-2114)

58 上里町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	上里町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	上里町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1)建設業許可申請書 (様式第1号) (2)営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。 電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

上里町提出書類に関する問合せ先

上里町 総務課 管財契約係 (TEL: 0495-35-1234)

60 宮代町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	宮代町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	宮代町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの。(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
7 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
9 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

宮代町提出書類に関する問合せ先

宮代町 企画財政課 管財担当

T E L : 0 4 8 0 - 3 4 - 1 1 1 1 (内線 2 1 2)

F A X : 0 4 8 0 - 3 4 - 7 8 2 0